

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和4年7月14日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和4年7月14日（木） 13時15分～13時50分
開催場所	第3庁舎 4階 庁議室
出席者職氏名	〔担当部課〕 豊島総務部長、川幡課税課長、新井課税課主査 〔政策推進会議メンバー〕 村山総合行政部長、松永市長公室長、尾崎人事課長、外立財政課長、松田政策推進課長 〔関係部課〕 中森都市整備部長、滝田都市計画課長 <p style="text-align: right;">（計10人）</p>
欠席者職氏名	<p style="text-align: right;">（計 0人）</p>
説明員職氏名	川幡課税課長、新井課税課主査 <p style="text-align: right;">（計 2人）</p>
議 題	都市計画税の税率について
結 果	都市計画税率について特例税率の延長は行わず、本則税率を適用する方向で調整を行うとともに、あわせて市民等への周知方法についても検討する。
事務局職員職氏名	本間政策推進課主査
その他必要事項	

会議内容の記録（会議経過、結論等）

1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

2 審議事項（政策推進会議メンバーはメンバーと表記する。）

<都市計画税の税率について>

- ・川幡課税課長、新井課税課主査より、都市計画税の税率について概要を説明後、審議を行った。

○概要説明

本市の都市計画税の税率については、都市計画税条例において、本則税率は0.20%と定められているが、平成26年度から令和4年度については、特例税率として0.18%として定めている。この特例税率（0.18%）については、令和4年度で期限を迎えるため、令和5年度以降の税率について、改めて検討を行った。

まず、特例税率（0.18%）を本則税率（0.20%）に戻した場合、その影響額は年間約0.7億円である。

また、都市計画税を充当できる事業については、都市計画事業、下水道事業などの都市施設に制限されており、これまで、本市においてもこれらの建設費・公債費に都市計画税を充当してきたところである。

近年では、起債の償還が進み対象となる公債費が減少する一方で、今後は老朽化した都市施設等を公共施設マネジメントにより更新する際の財源が必要であることから、都市計画税の対象となる事業費が増加することが見込まれる。このため、これに対応する経常的な財源として、都市計画税率の特例税率（0.18%）の延長を行わず、本則税率（0.20%）に戻すことを検討するものである。

○質疑

メンバー：都市計画税率を本則税率に戻す場合、市民負担が増えることになるのだから、どのような事業に充当しているのか、しっかりと説明をする必要がある。現在、主にどのような事業に充当しているのか。

担当部課：志木駅前再開発事業や下水道事業の公債費に充当しており、近年では、償還が進み充当となる公債費が減少してきている。一方で、今後は公共施設マネジメントの推進による老朽化した都市施設の更新等により、対象事業費の増加が見込まれる。

メンバー：市民等への周知はどのように行っていくのか。

担当部課：市民への周知としては、広報への掲載等を考えている。

○結論

案の通り、都市計画税率について特例税率の延長は行わず、本則税率を適用する方向で調整を行うとともに、あわせて市民等への周知方法についても検討する。

3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。